

調査票 1

都道府県・政令指定都市名	愛媛県
--------------	-----

1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	県民環境部 管理局 男女参画課			
担 当 職 員 数	7	人 (専任	7	人、兼任 0 人)

2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	愛媛県男女共同参画推進本部			
設置年月日・根拠	平成 12 年 4 月 1 日	根拠:	愛媛県男女共同参画推進本部規程(訓令設置)	
長 の 役 職	副知事			

3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

会 議 の 名 称	愛媛県男女共同参画会議			
設 置 年 月 日	平成 14 年 4 月 1 日			
構 成 員	15	人 (女性 12 人、男性 3 人)		

4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間	平成 23 年 4 月 ~ 33 年 3 月			
名 称	第2次愛媛県男女共同参画計画			
改定・見直しの予定時期	平成 年 月 日	<input type="radio"/>	← 未定の場合は○をつけてください。	

5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	愛媛県男女共同参画推進条例		
	公 布 日	平成 14 年 3 月 26 日		
	施 行 日	平成 14 年 4 月 1 日 (一部平成14年10月1日)		
	改 正 日	平成 16 年 12 月 24 日		
	改 正 内 容	第4条第2項、第10条第1項、第18条、第19条第2項中「市町村」を「市町」に改めた。		
改正が予定されている場合、改正予定時期:		平成 年 月		
無の場合 ※ どちらかに○をつけてください。	制定等について検討中(あれば、具体的に)			
	特に検討していない			

6 審議会等委員への女性の登用

		調査時点コード	1	平成23年4月1日	2	平成23年5月1日	3	その他:平成 年 月 日
目 標 値	32	年度まで	40	%	年度まで	%	年度まで	%
根 拠	第2次愛媛県男女共同参画計画							
対象となる審議会等の範囲	法律、条例、規則、要綱等により設置されている審議会・委員会等(地方自治法第180条の5に基づく委員会等、行政機関または団体相互の連絡調整を目的とするものを除く。)							
目標の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数 (113)	うち女性委員を含む審議会等数 (113)				
			延総委員等数 (1,219)	延女性委員等数 (505)	女性比率 (41.4)			
うち法律または政令に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数 (27)	うち女性委員を含む審議会等数 (27)				
			延総委員等数 (334)	延女性委員等数 (132)	女性比率 (39.5)			
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況(*)	調査時点コード	1	審議会等数 (35)	うち女性委員を含む審議会等数 (32)				
			延総委員等数 (668)	延女性委員等数 (205)	女性比率 (30.7)			
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	1	委員会等数 (9)	うち女性委員を含む審議会等数 (8)				
			延総委員等数 (67)	延女性委員等数 (18)	女性比率 (26.9)			
目標値以外の目標設定	なし							
女性登用方針	人材名簿作成の有無	有 <input type="radio"/>	(公表 <input type="radio"/> ・非公表)	・無 <input type="radio"/>	・作成予定有 <input type="radio"/>			
	人材名簿が有る場合	掲載人数	534	人 (平成 22 年 3 月現在)				
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無	有 <input type="radio"/>	・無 <input type="radio"/>	委員の公募	有 <input type="radio"/>	・無 <input type="radio"/>	その他 ()

(*) 平成23年3月時点で法律又は政令により設置義務がある審議会のうち内閣府が把握したもの(参照:別表1(都道府県)、別表2(政令指定都市))

7 女性公務員の採用・登用状況 ※該当する時点の番号に○をつけてください。

(1) 管理職の在職状況

		調査時点コード	① 平成23年4月1日	2 平成23年5月1日	3 その他:平成 年 月 日		
		管理職総数	女性管理職の内訳				
		(人)	うち女性管理職数	女性比率	部局長クラス	次長クラス	
		(A)	(人)	(%)	(人)	(人)	
			(B) = (C+D+E)	(B/A)	(C)	(D)	
					課長クラス		
					(人)	(人)	
					(E)		
本庁	計	174	5	2.9	0	2	3
	うち一般行政職	134	4	3.0	0	1	3
支庁・地方事務所	計	359	24	6.7	0	4	20
	うち一般行政職	153	3	2.0	0	1	2
全体	計	533	29	5.4	0	6	23
	うち一般行政職	287	7	2.4	0	2	5
再掲	警察本部	49	0	0.0	0	0	0
	教育委員会	22	2	9.1	0	1	1

(2) 女性公務員の採用状況

平成22年4月1日～23年3月31日

		総数 (人)	うち女性数 (人)	女性比率 (%)
上級		111	33	29.7
	うち警察本部	69	10	14.5
中級		93	85	91.4
	うち警察本部	0	0	
初級		45	11	24.4
	うち警察本部	38	9	23.7
全体		249	129	51.8
	うち警察本部	107	19	17.8

(3) 女性採用・登用のための措置 ※実施しているものに○をつけてください。

1. 女性の採用目標の設定	具体的目標()
○ 2. 女性の管理職登用目標の設定	具体的目標(女性役付職員の割合20%(H32目標値))
3. 女性職員の採用・登用に関する計画の策定	
4. 上記3の計画の策定、実施に実質的に関与する「女性職員の採用・登用拡大担当者」の設置	
5. 女性職員の採用・登用の状況や上記3の計画の進捗状況等に関する庁内の意見交換等の場の設置	
○ 6. その他(内容: 警察本部:採用した女性の職域拡大に努めている)	

8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名称	愛媛県男女共同参画センター(23年4月1日より名称変更)		愛称・通称	
設置年月日	昭和 62 年 11 月 1 日	施設形態	単独施設 ○ 複合施設	
所在地等	郵便番号: 791-8014 住所: 愛媛県松山市山越町450番地 電話番号: 089-926-1633 FAX番号: 089-926-1661 ホームページ: http://www.ehime-joseizaidan.com/			
管理・運営主体	1. 施設管理 直営(担当部局名:) ○ 指定管理者(名称: 財団法人えひめ女性財団) その他() 2. 事業運営 直営(担当部局名:) ○ 指定管理者(名称: 財団法人えひめ女性財団) その他()			
職員数	常勤 4 人、非常勤 7 人	予算額	平成23年度	60,174 千円
主な事業	*実施しているものに○を付し、主な事項を記入してください。 ○ 1. 広報啓発(主な事項: ホームページ) ○ 2. 講座(主な事項: エンパワメントカレッジの実施、公開講座の開催) ○ 3. 相談事業(主な事項: 総合相談(一般相談、心理相談)、法律相談、DV相談) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項: センター図書情報室で管理する新刊図書の購入) ○ 5. 苦情処理(主な事項: 県が実施する苦情処理機関の補助業務(受付、補足調査)) ○ 6. 交流促進(主な事項: ロビー展の開催) 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項:) 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項:) 9. 調査研究(主な事項:) 10. その他(主な事項:)			
(男女共同参画・女性に関するもの)				

9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称	財団法人えひめ女性財団	基金・基本財産額	1,000,000	千円
設置年月日	平成 3 年 4 月 1 日	出資者	愛媛県	

10 民間団体(女性団体等)との連携

(1) 地方公共団体と民間団体(女性団体等)との連携 ※該当するものに○をつけてください。

1. 民間団体の組織化((2)へ)
2. 地方公共団体と民間団体との意見交換会の開催
3. 地方公共団体からの民間団体への各種情報提供
4. 地方公共団体から民間団体への助成金の交付
5. 地方公共団体から民間団体への事業委託
6. 地方公共団体と民間団体との共催事業の開催
7. その他 { 主な事項: }

(2) 民間団体(女性団体等)のネットワーク

各種女性団体連絡協議会等の有無	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	名称等: 男女共同参画社会づくり推進県民会議	加盟団体数	149団体
地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無		会 員 数	
活 動 内 容 ※実施しているものに○をつけてください。	<input type="radio"/> 1. 定例会議(情報交換会等)の開催 <input type="radio"/> 2. 機関誌の発行 <input type="radio"/> 3. 広報啓発パンフレット作成 <input type="radio"/> 4. その他 { 内容: 県との共催で男女共同参画社会づくり推進県民大会を開催 }			

11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するものに○をつけてください。

<input type="radio"/> 1. 担当者連絡会議の開催	
<input type="radio"/> 2. 市町村職員研修会の開催	
<input type="radio"/> 3. 市町村アドバイザー養成講座等の開催	
<input type="radio"/> 4. 関係情報の収集提供	
<input type="radio"/> 5. 審議会等女性登用の働きかけ	
<input type="radio"/> 6. 補助金等の交付 { 名 称 : 交付先 : }	
<input type="radio"/> 7. その他 { 内容: 市町が計画策定等に向けて研修会等を開催する際に講師を派遣する }	

12 職員研修の実績状況 ※実施しているものに○をつけてください。

(1) 男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施
2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ
3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣

(2) 女性職員の研修受講への配慮

1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施
2. 研修受講職員の男女比を配慮
3. その他 { 内容: }

13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	22年度予算 (千円)	23年度予算 (千円)	備考
関係予算総額(施設整備費を除く)	67,862	69,065	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.0113 %	0.0114 %	23年度一般会計 6063億9000万円
男女共同参画・女性のための施設整備費			

14 仕事と生活の調和に関する取組

※該当するものに○をつけてください。

(1) 表彰関係	仕事と生活の調和に関する表彰制度の有無	有 <input type="radio"/> 無	表彰の対象： 実施頻度：	企業・組織 毎年	個人 数年に1回(定期的)	両方 その他
(2) 公契約の評価項目への採用状況	仕事と生活の調和に関する取組を公契約の評価項目に採用しているか	している <input type="radio"/> していない	対象となる入札事業：	すべて	一部	

15 平成23年度実施予定事業

実施予定事業の内容		※欄が足りない場合には適宜増やして記入してください。	
名称	事業内容等	参加予定者数	時期
1. 委員会・懇話会			
・ 男女共同参画会議	男女共同参画に関する政策及び重要事項の審議を行	15人	年3回開催
・ DV防止対策推進会議	DVの防止に関する施策の提言、情報交換を行う。	10人	6月・2月
・ DV防止対策連絡会	各相談機関において連携が必要な事例の検討、情報交換を行う。	36人	5月・1月
2. 広報啓発			
・ DV防止啓発資料作成事業	DV防止啓発シールの作成を行う。		
・ えひめ男女共同参画通信発行事業	男女共同参画関連の施策やイベント等の最新情報を提供する広報紙を発行し、市町や公民館、大学などへ配布する。		年4回発行
・ 男女共同参画広報啓発メール配信事業	男女共同参画関連の様々な情報を希望する個人や団体に定期的に電子メールで配信する。		月1回配信
・ 男女共同参画社会づくり推進県民大会	毎年6月の「パートナー・ウイークえひめ」の期間中に、県民の男女共同参画に対する意識啓発を行う県民大会を実施する。	1,000人	6月
・ 第2次男女共同参画計画広報啓発事業	愛媛県男女共同参画計画書及びビジュアル版を作成し、市町、県議会構成団体及び、県行事参加者等へ配布する。		
3. 講座			
・ 高校生のためのDV未然防止講座開催事業	高校生を対象としたDV未然防止講座の開催を県内高校へ働きかけ、高校生のDVに対する理解を促進するとともに、併せて教職員や保護者の理解も深める講座を開催する。	1,350人	
・ 高校教職員に対するDV未然防止教育研修事業	県内高校で人権・同和教育を担当している教職員を対象に、DV未然防止教育に係る研修を実施し、DVに関する基礎知識や教育のねらい、DVに係る授業の進め方等について学ぶ機会を設けることにより、学校におけるDV未然防止教育の実施を促進する。	100人	1月
・ 大学生向けDV防止啓発講座開催事業	県内9大学において、デートDV防止啓発講座、男女共同参画啓発講座を開催する。	600人	10月～12月
4. 相談事業			
5. 情報収集・提供			
・ えひめ女性のチャレンジ支援サイト情報提供事業	女性の再チャレンジや様々な分野におけるチャレンジに役立つ情報を集約したポータルサイトの運営を行う。		月1回更新
・ 県審議会等委員公募実施事業	各部署の公募制導入審議会の公募委員募集をとりまとめ、チラシやHPを活用し広報する。		
・ 年次報告書の作成	年次報告書を作成し、配布する。		
6. 苦情処理			
・ 男女共同参画推進委員(苦情処理機関)の運営	県の施策に対する苦情処理、性別による差別的取扱い等による人権が侵害された場合への対応を行う。	3人	年4回合同会議
7. 交流促進			
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ			
9. 国際交流・海外派遣事業			
10. 調査研究			
11. その他			
・ 市町男女共同参画推進支援事業	市町が実施する男女共同参画の推進に関する施策の検討や市町男女共同参画計画の見直しを行う場合に、有識者や県職員をアドバイザーとして派遣する。	150人	

・ 男女共同参画ヤングリーダー地域ミーティング開催事業	地域で活躍する若い世代の男女が参集し、地域における男女共同参画社会づくりについて検証し実践していくミーティングを開催する。	120人	
・ 第2次男女共同参画計画推進セミナー開催事業	市町の男女共同参画行政担当課長及び関係団体が一堂に会し、社会経済環境に的確に対応した男女共同参画への知見を深めるとともに、県と市町、関係団体との連携を強化し、地域の特性に応じた施策を効果的に行	66名	6月

以下のデータの調査時点をお答えください。(該当する時点に○をつけ、その他の場合は調査年月日も記入してください。)

平成23年4月1日現在 平成23年5月1日現在 その他:平成 年 月 日現在

1 都道府県における首長等の状況 ※在任期間(任期)は予定を記入してください。

知事	女性	<input checked="" type="radio"/>	男性	<input type="radio"/>	任期:平成 22 年 12 月 1 日 ~ 26 年 11 月 30 日
※該当する方に○をつけてください					
副知事	1 人 (女性 0 人、男性 1 人)				

2 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

*平成23年4月1日現在で設置義務のある審議会等のうち、23年3月に内閣府が把握したものを下記に掲載しております。
新たに追加・変更・廃止等ございましたら、下記の表に追記のうえ、委員数等を記入していただけますようお願いいたします。

審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていないものには番号の前の欄に×を記入してください)	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性委員の割合(%)	備考
1 都道府県防災会議	43	1	2.3	
2 国土利用計画地方審議会	15	7	46.7	
3 土地利用審査会	7	3	42.9	
4 都道府県交通安全対策会議	21	0	0.0	
× 5 自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。	-	-	-	6と統合
6 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	16	6	37.5	
7 精神医療審査会	10	3	30.0	
× 8 都道府県生活衛生適正化審議会	-	-	-	
9 都道府県医療審議会	20	7	35.0	
10 准看護師試験委員	15	6	40.0	
11 麻薬中毒審査会	5	2	40.0	
12 地方社会福祉審議会	30	12	40.0	
13 地方障害者施策推進協議会	15	5	33.3	
14 国民健康保険審査会	9	4	44.4	
× 15 都道府県農業共済保険審査会	-	-	-	
16 都道府県森林審議会	12	5	41.7	
17 都道府県建設工事紛争審査会	6	2	33.3	
18 建築審査会	7	3	42.9	
19 都道府県建築士審査会	5	2	40.0	
20 都道府県都市計画審議会	17	2	11.8	
21 開発審査会	7	3	42.9	
22 私立学校審議会	12	5	41.7	
23 石油コンビナート等防災本部	42	0	0.0	
× 24 公害健康被害認定審査会	-	-	-	
× 25 窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)	-	-	-	
× 26 都道府県児童福祉審議会	-	-	-	
27 地方港湾審議会	20	7	35.0	
× 28 土地区画整理審議会	-	-	-	
29 教科用図書選定審議会	15	6	40.0	
30 スポーツ振興審議会	14	7	50.0	
31 介護保険審査会	18	6	33.3	
32 道府県固定資産評価審議会	12	5	41.7	
33 感染症の診査に関する協議会	34	12	35.3	
34 警察署協議会	148	67	45.3	
35 土地収用事業認定審議会	5	2	40.0	
36 住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会	5	3	60.0	
37 国民保護協議会	39	2	5.1	
38 地方独立行政法人評価委員会	5	2	40.0	
× 39 市街地再開発審査会	-	-	-	
× 40 都道府県職員委員会	-	-	-	
× 41 自然再生協議会	-	-	-	
42 審議会その他の合議制の機関	5	2	40.0	
43 後期高齢者医療審査会	9	5	55.6	
44 留置施設視察委員会	4	1	25.0	
45 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会	21	0	0.0	
合計	668	205	30.7	

3 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

委員会等名	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性委員の割合(%)	備考
1 教育委員会	6	2	33.3	
2 選挙管理委員会	4	1	25.0	
3 人事委員会	3	1	33.3	
4 監査委員	4	0	0.0	
5 公安委員会	3	1	33.3	
6 都道府県労働委員会	15	6	40.0	
7 収用委員会	7	2	28.6	
8 海区漁業調整委員会	15	2	13.3	
9 内水面漁場管理委員会	10	3	30.0	
合計	67	18	26.9	